

## 令和8年度 多摩川河川敷のにぎわい創出等の新たな利活用に 向けた社会実験「カワノバ」の運営事業者を公募します！

川崎市では、多摩川河川敷（登戸地区）において、バーベキュー利用者によるごみの不法投棄等の課題解決や多様なニーズに対応した水辺のにぎわい創出に向け、令和4年度より多摩川の利活用社会実験「登戸・多摩川 カワノバ」を実施しています。この度、今後の長期間の民間活力導入を見据え、2か年の継続的な運営を考慮した、令和8年度の多摩川河川敷のにぎわい創出等の新たな利活用に向けた社会実験「カワノバ」の運営事業者を公募します。

本取組については、これまでの社会実験の実施等により一定程度の課題は改善されつつあるものの、今後も継続的な地域課題の解決及び事業性の確保が必要となっております。課題解決に向けた取組の一つとして、イベントの実施と合わせた地域団体による清掃活動が行われるなど、地域主体の活動の広がりも見られることから、当該社会実験では、こうした地域との連携を踏まえながら、にぎわい創出等に向けた様々な利活用を促進し、さらなる市民サービスの向上や効率的・効果的な管理運営等の検証を行います。

### 【これまでの社会実験の取組】



(スケートボード体験会)



(イベントと同時開催した清掃活動)



(ごみの分別の様子)

### 公募の概要

#### 1 募集内容

- 社会実験「カワノバ」の運営事業者 1社（1団体）
- ・バーベキュー事業の実施
  - ・にぎわい創出に向けた事業の実施
  - ・企業、地域団体等のイベント等による活用の利用調整、管理運営
  - ・各事業により得られた収益により日常清掃等、適正管理



(位置図)

#### 2 事業期間

河川法に基づく許可を受けた日から最長令和10年3月頃まで

※単年ごとに事業協定書を締結し、事業の実施状況等を踏まえ、市と事業者の協議により、次年度（令和9年度）の更新をすることができるものとします。

### 3 事業区域及び要求水準

場所：川崎市多摩区登戸 3653 周辺の河川敷（下図赤枠周辺）

	カワノバエリア（下図 A～E）	カワノバ周辺エリア
主な要求水準	<ul style="list-style-type: none"><li>・イベント利用等の募集及び調整</li><li>・事業者提案によるにぎわい創出に向けた事業</li><li>・区域の日常清掃及び除草</li><li>・火気使用ルール等の注意啓発</li><li>・出水時の工作物の撤去等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・区域の日常清掃</li><li>・火気使用ルール等の注意啓発</li></ul>



（下図）出典：国土地理院ウェブサイト

#### ■利用想定

〔A・C・D・E エリア〕

イベント利用を想定（Cはコンクリート広場）

〔B エリア〕

バーベキュー事業の実施が基本（その他利用も可）

〔カワノバ周辺エリア〕

にぎわい創出事業により活用したい場合は提案可

※関係者調整あり

### 4 主な評価の視点

- ・河川敷の環境向上や利用マナーの向上に向けた取組
- ・安全・防犯やトラブル対応を含む運営体制
- ・継続的な運営を見据えた事業採算性及び実現性への工夫

#### ※新たに追加

- ・地域団体や地域イベント等と連携した地域活性化への取組内容
- ・SNS等による情報発信やWEB等を活用した受付業務の工夫

### 5 今後の予定

募集要項の公表	令和8年1月30日（金）から
企画提案書の受付	令和8年2月27日（金）まで
事業候補者の決定	令和8年3月6日（金）頃
協定締結	令和8年3月後半
運用開始	令和8年4月頃

※公募関係資料等の詳細は以下のホームページに掲載しております。

<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000183862.html>

#### 【問合せ先】

川崎市建設緑政局緑政部みどり・多摩川事業推進課 坂  
電話：044-200-0510